

(公印省略)

29 介第 780 号
29 福総第 414 号
平成 29 年 6 月 21 日

各社会福祉法人理事長 殿

福岡県保健医療介護部長
(介護保険課監査指導第一係)

福岡県福祉労働部長
(福祉総務課監査指導係)

「理事会・評議員会議事録、法人役員・評議員の就任承諾書及び
給食材料購入に係る適正な事務処理について」の廃止について

今般、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号）及び「社会福祉法人の認可について」の一部改正について（平成 28 年 11 月 11 日雇児発 1111 第 1 号・社援発 1111 第 4 号・老発 1111 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知）等による関係法令・通知の改正が行われ、法人の経営組織のガバナンスの強化等が図られたことから、法人の自主性・自律性を前提として、指導監査の効率化、重点化及び明確化を図るため、法人の指導監査を行う基準として社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について（平成 29 年 4 月 27 日雇児発 0427 第 7 号・社援発 0427 第 1 号・老発 0427 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知）が発出されたことから、県では、本要綱に基づき社会福祉法人の指導監査を実施していくこととしております。

これに伴い、理事会・評議員会議事録、法人役員・評議員の就任承諾書及び給食材料購入に係る適正な事務処理について（平成 10 年 9 月 21 日 10 監保第 354 号福岡県保健福祉部長通知）については、廃止します。

なお、当該通知廃止に伴う給食材料等の購入に係る事務処理等については、下記の国の通知等に基づき、適正に実施されるようお願いいたします。

記

1 給食材料等の購入に係る事務処理等

社会福祉法人における入札契約等の取扱いについては、社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて（平成 29 年 3 月 29 日雇児総発 0329 第 1 号・社援基発 0329 第 1 号・障企発 0329 第 1 号・老高発 0329 第 3 号厚生労働省雇用均等・児童家

庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長及び老健局高齢者支援課長連名通知。以下「入札契約等取扱通知」という。)が発せられ、平成29年4月1日から適用されたところである。

については、給食材料にかかわらず、社会福祉法人が食料品・物品等の買入れを行う際には、入札契約等取扱通知に従い、次のとおり適切に処理すること。

ア 各社会福祉法人の行う入札契約関係については、各法人の経理規程に明確に規定すること。

イ 価格による随意契約（入札契約等取扱通知1（3）アの契約をいう。）は、3者以上の業者から見積を徴し比較するなど、適正な価格を客観的に判断すること。ただし、契約の種類に応じて、次の金額を超えない場合には、2者以上の業者からの見積りで差し支えないこと。

・食料品・物品等の買入れ：160万円

ウ 見積りを徴する業者及びその契約の額の決定に当たっては、公平性、透明性の確保に十分留意することとし、企画競争等を行うことが望ましいこと。

なお、継続的な取引を随意契約で行う場合には、その契約期間中に、必要に応じて価格の調査を行うなど、適正な契約の維持に努めること。

廃止通知全文

公印省略

10 監保第 354 号
平成 10 年 9 月 21 日

一部改正
平成 21 年 12 月 1 日
21 男女第 545 号
21 高支第 1361 号
21 福総第 1664 号

一部改正
平成 23 年 7 月 1 日
23 男女第 192 号
23 高支第 336 号
23 福総第 493 号

各社会福祉法人理事長 殿

福岡県新社会推進部長
(男女共同参画推進課女性支援係)

福岡県保健医療介護部長
(高齢者支援課監査指導係)

福岡県福祉労働部長
(福祉総務課監査指導係)

理事会・評議員会議事録、法人役員・評議員の就任承諾書及び給食材料購入に係る適正な事務処理について (通知)

社会福祉法人及び社会福祉施設 (以下「社会福祉法人等」という。) の適正な運営については、常日頃から格別のご配慮を願っているところですが、福祉に対する県民のニーズが増大・多様化する中で、社会福祉法人等の社会的役割は益々大きくなっています。

県としても、社会福祉法人等の適正な運営を図るため、「理事会・評議員会議事録、法人役員・評議員の就任承諾書及び給食材料購入に係る適正な事務処理について」、下記のとおり通知しますので遺憾のないよう願います。

記

1 理事会・評議員会議事録について

理事会・評議員会議事録の作成については、「社会福祉法人定款準則」及び「社会福祉法人監査指導要綱の制定について」(平成 13 年 7 月 23 日雇児発第 487

号・社援発第1274号・老発第273号局長連名通知)に基づき指導しているが、今後これに加え、

(1) 議長及び議事録署名人の押印については実印で行うこと。

ただし、下記2(2)の就任承諾書において、自署及び実印影の両方を確認できる者が、議長又は議事録署名人として自署で議事録署名を行う場合は、実印の押印は要しない。

(2) 議事録が2枚以上に亘る場合は袋とじを行い、議長及び議事録署名人の実印で割り印を押印すること。

ただし、上記(1)において、自署で議事録署名を行った議長又は議事録署名人は、実印以外の印で割り印を押印しても差しつかえない。

また、理事会・評議員会議事録の写しを法人役員全員に交付又は回覧すること。

(参考) 国の通知

(1) 社会福祉法人定款準則第9条-8

「議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。」

(2) 社会福祉法人監査指導要綱第1-5-(2)

「議事録は、正確に記載され、保存されていること。」

議事録記載事項は次のとおり

- ① 開催年月日
- ② 開催場所
- ③ 出席者氏名(定数)
- ④ 議案
- ⑤ 議案に対する発言内容
- ⑥ 議案に対する表決結果
- ⑦ 議事録署名人(議長及び当該理事会において選任された理事2名)の署名、署名年月日

2 法人役員・評議員の就任承諾書について

社会福祉法人設立時及び役員・評議員改選に係る役員就任については、社会福祉事業法施行規則及び「社会福祉法人監査指導要綱の制定について」(平成13年7月23日雇児発第487号・社援発第1274号・老発第273号局長連名通知)に基づき、履歴書及び就任承諾書の整備を指導しているが、今後これに加え、

(1) 「欠格条項及び親族等の特殊な関係のある者に係る申立書」を添付すること。

(2) 就任承諾書の印については、実印とされているので印鑑登録証明書を添付すること。

ただし、役員(評議員を含む。)が再任(任期が継続している場合のみ。)した場合は、印鑑登録証明書の添付は不要とする。

なお、当該役員が実印を改印した場合は、印鑑登録証明書を添付すること。

3 給食材料の購入に係る適正な事務処理について

一部の社会福祉施設において、給食材料の取引業者からの請求書を、実際の価格より増額した価格に改ざんさせ、その差額を受領するという不適正な事務処理を行った

事例があった。給食材料の取引業者との取引の決定に当たっては、市場価格調査を実施の上契約書を取り交わすと共に関係資料を整備すること。

なお、給食材料の取引業者に拘わらず取引業者からの寄付については、「社会福祉法人の寄付金の取り扱いについて」（民生部長通知9社第35号、平成9年4月9日）に基づき避けること。